

個人の事業税

事業を行う際に利用する道路などの公共施設や各種の公共サービスに必要な経費の一部を負担していただくものです。

● 納める人・納める額

県内で次の事業を営んでいる個人

■ 第1種事業

税率 5%

物 品 販 売 業	保 険 業	金 銭 貸 付 業	物 品 貸 付 業	不 動 産 貸 付 業 ^{※1}
製 造 業	電 気 供 給 業	土 石 採 取 業	電 気 通 信 事 業	運 送 業
運 送 取 扱 業	船 舶 定 係 場 業	倉 庫 業	駐 車 場 業 ^{※1}	請 負 業
印 刷 業	出 版 業	写 真 業	席 貸 業	旅 館 業
料 理 店 業	飲 食 店 業	周 旋 業	代 理 業	仲 立 業
問 屋 業	両 替 業	公 衆 浴 場 業（第3種事業以外のもの）		演 劇 興 行 業
遊 技 場 業	遊 覧 所 業	商 品 取 引 業	不 動 産 売 買 業	広 告 業
興 信 所 業	案 内 業	冠 婚 葬 祭 業		

■ 第2種事業

税率 4%

畜 産 業	水 産 業	薪 炭 製 造 業	
-------	-------	-----------	--

■ 第3種事業

税率 5%

医 業	歯 科 医 業	薬 剤 師 業	獣 医 業	弁 護 士 業
司 法 書 士 業	行 政 書 士 業	公 証 人 業	弁 理 士 業	税 理 士 業
公 認 会 計 士 業	計 理 士 業	社会保険労務士業	コンサルタント業	設 計 監 督 者 業
不 動 産 鑑 定 業	デ ザ イン 業	諸 芸 師 匠 業	理 容 業	美 容 業
ク リ ー ニ ン グ 業	公 衆 浴 場 業（銭湯）	歯 科 衛 生 士 業	歯 科 技 工 士 業	測 量 士 業
土 地 家 屋 調 査 士 業	海 事 代 理 士 業	印 刷 製 版 業		

税率 3%

あん摩・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業 ^{※2}	装 蹄 師 業
--	---------

※1 不動産貸付業と駐車場業は、一定規模以上の不動産、駐車場の貸付が課税対象となります（詳しくは17ページをご覧ください）。

※2 あん摩・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師があん摩等の行為をする事業をいいます。

➡ 納める額の計算方法

$$(\text{前年の事業所得金額} - \text{各種控除額}) \times \text{税率}$$



前年の事業所得金額とは

事業所得と不動産所得の金額のうち、課税対象となる事業（上の表に当てはまるもの）の所得金額の合計額（事業専従者控除（給与）額を控除する前の額）をいいます。

なお、青色申告特別控除の制度は、適用されません。

● 各種控除

1 事業主控除

年間を通じて事業を行っている場合は290万円を控除します。

事業を行った期間が1年に満たない場合は、次の表の額となります。

(単位：千円)

事業を行った月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
事業主控除額	242	484	725	967	1,209	1,450	1,692	1,934	2,175	2,417	2,659	2,900

2 損失の繰越控除（所得税の青色申告をしている方）

事業の所得が損失（赤字）となった場合には、その損失の金額を翌年以降3年間（特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失に係る場合は5年間）、繰り越して事業の所得から控除することができます。

3 被災事業用資産の損失の繰越控除

震災、風水害、火災などによって生じた事業用資産の損失の金額は、翌年以降3年間（特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失に係る場合は5年間）、繰り越して事業の所得から控除することができます。

4 事業用資産の譲渡損失控除および譲渡損失の繰越控除

事業に使っていた機械、装置、車両などを譲渡したために生じた損失の金額については、その年の事業の所得から控除することができます。

なお、青色申告をしている方でその年の事業の所得から控除しきれなかった金額がある場合は、その金額を翌年以降3年間、繰り越して事業の所得から控除することができます。

5 事業専従者控除（給与）

生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱら当該事業に従事する方がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。

- 青色申告をしている方 青色事業専従者に支払われた適正な給与額
- 白色申告をしている方 各事業専従者について次のいずれか低い方の金額
 - ・ 50万円（事業専従者が配偶者である場合は86万円）
 - ・ 事業専従者控除前の所得金額 ÷（事業専従者の数＋1）

● 申告と納税

1 申告

申告期限は原則として3月15日です。

なお、所得税の申告書を提出した場合には、原則として個人の事業税の申告書が提出されたものとみなされますので、改めて個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。

2 納税

県から送付される納税通知書によって、原則として、8月と11月の2回に分けて納めます。ただし、税額が1万円以下のときは、8月にその全額を納めます。

● 減免

1 身体障害者の減免（詳しくは45ページをご覧ください。）

2 災害被災者の減免（詳しくは42ページをご覧ください。）

3 次のような場合にも、納期限までに減免申請書を提出することにより減免を受けることができます。

- ・ 医業等を行う方が、県または県内の市町村から一定の事業を委託されている場合
- ・ 事業を行う方が、生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合や、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する生活支援給付を受けている場合

不動産貸付業と駐車場業の認定基準

不動産貸付業

不動産の貸付が次の1～3のいずれかに該当する場合は、「不動産貸付業」として個人の事業税の課税対象となります。

1 次の表のいずれかに該当する場合

区 分		住宅用の不動産を貸し 付けている場合 (A)	住宅用以外の不動産を 貸し付けている場合 (B)	種類の異なる不動産を あわせて貸し付けてい るが、単独では(A)ま たは(B)の規模未満で ある場合
家 屋	一戸建	10棟以上のもの	5 棟以上のもの	棟数、室数、契約 件 数 の 合 計 が 10 以上のもの
	一戸建以外	10室以上のもの		
土 地		契約件数が10件以上ま たは貸付総面積が2,000 ㎡以上のもの	契約件数が10件以上の もの	

備考1 「室」とは独立的に区画された一の部分を行い、住宅用の家屋にあっては居住のために用いる一部分を、住宅以外の家屋にあっては貸すことのできる一部分をいいます。

- 2 アパート等の2以上の室を有する建物は、一棟貸しの場合であっても、室数で判定します。
- 3 貸付家屋には、空家（空室）を含みます。
- 4 共有の場合は、持分割合に応じて判定するのではなく、全体の棟数、室数、件数および面積で判定します。

2 家屋の貸付が次のアとイのいずれにも該当する場合

ア 家屋に係る貸付総面積が600㎡を超えていること。

イ 家屋の貸付に係る賃貸料（消費税および地方消費税相当額ならびに一時に受ける権利金、更新料、礼金等を除きます。）のうち、個人に帰属する収入金額が1,200万円を超えていること。
ただし、アの要件に該当する期間が1年に満たない場合は、その該当する期間の月数に100万円を乗じた金額を超えていること。

3 劇場、映画館、野球場、ホテルなどの競技、遊技、娯楽、集会などのために基本的施設を施した不動産を貸し付けている場合

駐車場業

次の表に掲げる駐車場の貸付を行っている場合は、「駐車場業」として個人の事業税の課税対象となります。

区 分	対象となる駐車場
建築物である駐車場を有する場合	建築物以外の駐車場を含めすべてのもの
建築物以外の駐車場のみを有する場合	駐車可能台数が10台以上のもの

備考1 「建築物である駐車場」とは、屋根および柱などを有する建築物である駐車場や機械式駐車設備などを有する駐車場をいい、単にフェンスなどを施しただけのものは「建築物以外の駐車場」になります。

- 2 駐車可能台数には、空き駐車場を含みます。
- 3 共有の場合は、持分割合に応じて判定するのではなく、全体の駐車可能台数で判定します。

個人事業税 Q&A

Q1

個人で事業を開始したり、事業を廃止したときは、何か手続は必要ですか？

A1

県内において、個人で事業を開始したとき、または、廃業したときは、その事実が生じた日から1か月以内に「個人事業開業・休業・廃業届出書」を所管の県税事務所（56ページ参照）に提出してください。

Q2

個人事業税の申告は必要ですか？

A2

所得税の申告書を提出した場合には、改めて個人事業税の申告書を提出する必要はありません。

上記にかかわらず、事業を廃止した場合（死亡による事業の廃止を除きます。）には、廃止した日から1か月以内に所管の県税事務所に個人事業税の申告書を提出してください。

Q3

課税対象となる事業と課税対象とならない事業の両方をしている場合、課税される所得金額はどうなりますか？

A3

個人事業税は、課税対象となる事業の所得に対してのみ課税されます。

課税対象となる事業の所得と課税対象とならない事業の所得をまとめて申告している場合は、所得の区分計算を行い、課税対象となる事業の所得金額を算出することになります。

